あったかいごグループホームひといち　重要事項説明書

1、目的

本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるように支援することを目的とする。

2、運営の方針

本事業において提供する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

(1)　利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

(2)　利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について介護記録を開示し、わかりやすく説明する。

(3)　適切な介護技術をもってサービスを提供する。又利用者は本人の介護記録を閲覧できる。

(4)　市町村、在宅介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、介護老人保健施設、医療機関等との連携に努める。

3、提供するサービスについての相談窓口

電話番号　0198－63－1516

担当者　あったかいごグループホームひといち　管理者　菊池　明子

4、あったかいごグループホームひといち の概要

(1)あったかいごグループホームひといち の所在地及び指定番号

事業所名	あったかいごグループホームひといち
所在地	遠野市中央通り 5－25
ホームページの URL	https://sankyo-ika.jp
介護保険指定番号	NO.0390800126
施設規模	2 階建て 2 階フロアー　1 ユニット 9 名

(2)事業所の職員体制

本事業所に勤務する職員の員数および職務の内容は次の通りとする。

① 管理者　　1名

② 計画作成担当者　1名

＊計画作成担当者は生活全般のアセスメント及びケアプランの作成などのケアマネジメントを行う。

③ 介護職員　　日中(5時～21時) 1～3名以上

夜間(21時～5時) 1名以上

＊介護職員は日常生活業務及び掃除・炊事・配膳・洗濯等の付随業務を行う。

＊管理者・計画作成担当者は介護職員を兼務する事が出来る。

5、利用料金

基本料金

認知症対応型共同生活介護費

要支援2	1日あたり761円	月額 22,830円(月30日として)
要介護1	1日あたり765円	月額 22,950円(月30日として)
要介護2	1日あたり801円	月額 24,030円(月30日として)
要介護3	1日あたり824円	月額 24,720円(月30日として)
要介護4	1日あたり841円	月額 25,230円(月30日として)
要介護5	1日あたり859円	月額 25,770円(月30日として)

① 初期加算(入居した日から起算して30日以内の期間について加算)

1日あたり30円　月額 900円(月30日として)

② サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

1日あたり22円　月額660円(月30日として)

③ 退去時相談援助加算(グループホームから在宅へ退去されることになり、退去後のサービスの調整等相談援助を行った場合1回を限度に加算)

1回につき400円

④ 介護職員等処遇改善加算Ⅰロ

月の基本料金の内22.8%分

⑥ 若年性認知症利用者受入加算

1日あたり120円月額3600円(月30日として)

⑦ 入院時費用加算

入院後3か月以内の退院が明らかな場合、所定単位数に加えて1日につき246円(1か月に6日まで算定)

⑧ 退去時情報提供加算

医療機関へ退所する入居者について、紹介の際に心身の状況、生活歴等を示す

情報を提供する場合に 250 円。(入居者 1 名につき 1 回)

⑨ 口腔栄養スクリーニング加算

サービス利用開始時または当該加算の算定開始時に担当介護支援専門員に結果を文書等で提供する場合に 20 円/月。(6 カ月に 1 回算定)

⑩ 新興感染症等施設療養費

入居者が厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入居者に対し、適切な感染対策を行った上で、サービス提供を行った場合に、1 月に 1 回、連続する 5 日を限度として 240 円/日。

⑪ 生産性向上体制推進加算Ⅱ

利用者の安全、介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会(生産性向上委員会)にて業務効率化、質向上、職員の負担軽減に資する機器を活用する場合の利用者の安全、ケアの質の確保を行う。介護機器を活用しており、事業年度ごとに取り組みによる業務効率化、質の確保、職員の負担軽減の実績を厚生労働省へ報告する。

10 円/月

施設利用料

① 食材費　1日あたり 1,500 円(おやつ代含む)　月額 45,000 円(月 30 日として)

② 家賃　1日あたり 1,200 円　月額 36,000 円(月 30 日として)

③ 水道光熱費　1日あたり 900 円　月額 27,000 円(月 30 日として)

※その他、

① 理美容代　実費

② おむつ代　実費

③ 預り金・管理費　なし

6、支払い方法

①前月に利用料金が発生した場合、ご請求金額を翌月 15 日までにお知らせいたします。

②お支払い方法は、利用者が指定する金融機関の預金口座振替か、現金支払いのいずれかを選択してください。

③口座振替の方は、20 日または 27 日に指定の口座から引き落としとなります。現金支払いの方は、月末までにお支払いをお願いします。

7、サービス内容に関する苦情

(1) 事業所の相談・苦情窓口

相談・苦情窓口担当者　管理者　菊池　明子

電話番号　0198－63－1516

FAX　　0198－63－1517
受付時間　　午前8時30分から午後5時30分
面会受付時間　　午前8時30分から午後6時30分

(2)　当事業所以外に、お住まいの市町村又は岩手県国民健康保険団体連合会（℡019－604－6700）の相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。
（遠野市の方は遠野市役所・介護保険課℡0198(62)5111、他の市町村の方は個々の介護保険担当窓口）

8、緊急時の対応

ご利用者様の病状急変の場合は、かかりつけ医、協力病院へ相談し適切な措置を講じます。又、症状の悪化が見られる場合も家族と相談の上、かかりつけ医、又は、協力病院と相談し、適切な措置を講じます。

協力医療機関

あいずみ内科	遠野市新穀町 3－1	℡ 0198－63－2021
佐藤歯科医院	遠野市早瀬町 2－1－6	℡ 0198－62－0303

9、事故発生時の対応

グループホーム介護の提供により事故が発生した場合は、ご利用者様がお住まいの市町村、家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。又、ご利用者様に対して当事業所のサービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

尚、当施設では損害保険会社と損害賠償保険契約を結んでおります。

10、非常災害対策

① 非常災害に備えて、非常災害に関する具体的計画(消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画)を作成し、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策に万全を期すとともに、防火管理者又は責任者を定め、年２回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

② 前項の訓練は、可能な限り消防団や地域住民と連携して行うよう努める。

③ 管理者は従業者に対し、火災等の災害発生時に地域の消防機関へ速やかに通報する体制及び消火・避難等の際の消防団や地域住民との連携方法について周知徹底する。

11、事業継続計画の策定等

① 事業者は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「事業継続計画」という)を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じる。

② 事業所は、従業者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
③ 事業所は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行うものとする。

12、衛生管理等
① 利用者の使用する施設、食器その他の設備ついて、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じる。
② 食中毒及び感染症が発生、又は蔓延しないように必要な措置を講じる。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つ。
③ 管理者は従業者に対して衛生管理、又は食中毒及び感染症に関する研修を定期的に開催し、従業者が必要な知識を習得するための措置を適切に講じる。
④ 事業所における感染症の予防及び蔓延防止の為の対策を検討する委員会(テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。)を概ね６か月に１回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
⑤ 事業所における感染症の予防及び蔓延防止の為の方針を整備する。
⑥ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のために研修及び訓練を定期的に実施する。
⑦ 感染症の予防及び蔓延防止策の策定及び実施に当たっては同敷地内の認知症対応型通所介護あったかいごデイサービスひといち、あったかいごひといち居宅介護支援事業所と協力を図り実施するものとする。

13、身体拘束に関する事項
① 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、ご利用者様に対する身体拘束その他の行動制限をする行為を行わない。
③ やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、機関等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し適正な取り扱いにより行うものとし、その実施状況を第１条第２項の運営推進会議に報告する。
③ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。)を３か月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
④ 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
⑤ 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実

施する。

14、虐待防止に関する事項

① 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生またはその再発防止のため次の措置を講ずる。

（１） 虐待防止の為の対策を検討する委員会(テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

（２） 虐待防止の為の指針の整備

（３） 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

（４） 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

（５） その他虐待防止のために必要な措置

（６） 前項に掲げる措置を実施するための担当者を設置する。

② 事業所は、サービス提供中に、従業者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

15、利用者の安全、介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会について

事業者は、生産性向上等に資する取り組みの推進にあたり、以下の通り担当する委員会を設置する。

（１） 取り組みに関する担当・・・生産性向上委員会

（２） 生産性向上について検討する会を定期的に開催し、その結果について事業者に周知徹底を図る。

（３） 生産性向上のための指針の整備を行う。

16、個人情報の守秘義務

従業者は正当な理由が無く、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密は漏らしません。又、従業者であった者が、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を漏らす事のないよう、必要な措置を講じます。

17、個人情報の開示

入居者の個人情報(介護に関する記録)は、いつでも閲覧することができます。

また、第三者(個人情報の使用に係る同意書の利用目的以外の者)に対する、個人情報(介護に関する記録)の開示の必要がある場合は、利用者本人または代理人(利用者の代理人)の同意を得た上で、個人情報閲覧届に署名を頂いた後速やかに開示をします。

18、第三者評価の実施

・提供するサービスの第三者評価の実施状況（有・無）

・地域運営推進会議を活用した外部評価の自己評価（有・無）

・実施した直近の年月日　令和７年 11 月 21 日

・評価機関名　　特定非営利活動法人いわての保健福祉支援研究会または地域運営推進会議

・評価結果の開示状況（有・無）

令和３年４月１日施行/令和４年４月１日改定/令和４年 10 月１日改定/令和６年４月１日改定/令和６年６月１日改定／令和７年 10 月１日改定/令和８年４月１日改定/令和８年６月１日改定

個人情報の使用に係る同意書

以下に定める条件のとおり、私（利用者本人）および代理人（利用者の代理人）は、株式会社 三協メディケアが、私および身元引受人、家族の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供、または収集することに同意します。

１利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

２利用目的

（１） 介護保険における介護認定の申請及び更新並びに変更のため

（2） 利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため

（3） 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため

（４） 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合および主治医等の意見を求める必要のある場合

（５） 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため

（６） 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議

（７） その他サービス提供で必要な場合

（８） 福祉実習など技術習得を目的とする研修・実習生の指導のため

（９） 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

３使用条件

（１） 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。

（２） 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

令和　　年　　月　　日

あったかいごグループホームひといち の利用開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づき重要な事項を説明しました。また、個人情報使用同意書の説明をして同意頂きました。

事業者　　所在地　　岩手県盛岡市北飯岡 1-6-8

名称　株式会社 三協メディケア　あったかいごグループホームひといち

代表取締役　齊藤 大輝　　㊞

説明者　　氏名　　㊞

私は、本書面により、事業所から あったかいごグループホームひといち についての重要事項の説明を受けました。 利用開始により同意いたします。

利用者　　住所

氏名　　㊞

利用者代理人　　住所

氏名　　㊞